

別紙A

保険金の支払い方法

保険金額は被保険者1名について次の通りとする。

- (1) ドライバー保険金額 普通条件 1000万円
- (2) ピット要員 保険金額 普通条件 1000万円

A. 死亡保険金

事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額（普通条件）が支払われる。

B. 後遺障害保険

事故の日から180日以内に身体の1部をなくしたり、その機能をなくした場合は、その程度に応じて保険金額（普通条件）の下記割合で支払われる。

- 1) 終身自由を行うことが出来ない場合 100%
- 2) 両方の目が見えなくなった場合 100%
- 3) 腕又は足（関節より上部）をなくした場合 60%
- 4) 両方の耳が聞こえなくなった場合 80%
- 5) ソシヤク又は言語の機能をなくした場合 100%
- 6) 片方の目が見えなくなった場合 60%
- 7) 鼻をなくした場合 15から30%
- 8) 片方の手の親指（指関節より上部）をなくした場合 20%
- 9) 片方の耳が聞こえなくなった場合 30%
- 10) 片方の耳をなくした場合 3～5%
- 11) 片方の手の一指し指をなくした場合 8%
- 12) 足の親指をなくした場合 10%
- 13) 親指・人差し指以外の指を一本なくした場合 10%
- 14) 親指以外の足を一本なくした場合 5%

前記の各号に該当しない不具史廃疾については保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく、身体の完全に棄損した程度に応じて、かつ前記各号の区分に準じて50%以内で保険金が支払われる。

C. 入院保険金・通院保険金

障害の結果として通常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要する時に支払われる保険金で平常の業務に従事することが出来るようになるまで1日について、入院の場合は3000円、通院の場合は2000円が支払われる。

D. 手術保険料

入院保険料が支払われる場合で、事故の日から180日以内にケガの治療を目的に手術を受けられた時
[入院保険金日額] × [手術の種類に応じて定められた倍率（10倍・20倍・40倍）]

E. 付添看護保険料

入院保険金が支払われる場合で、所定の状態になり、医師が付添を必要と認めた期間に職業付添者（入院先の病院・診療所と雇用関係にある者を除きます）を雇い入れるとき

[入院保険金日額] × 50% × [付添者の雇用日数]（ただし事故日から180日以内の雇用日数が限度）

F. その他の規定

- 1) 入院保険金の支払いは180日間を限度とする。
- 2) 通院保険金の支払いは98日間を限度とする。
- 3) 事故による障害について後遺障害保険とを重ねて支払われる場合その合算額を支払われる。
- 4) 健康保険、労災保険その他の給付けには関係なく保険金は支払われます。

G. 保険金請求についての必要書類

- 1) 傷害、後遺障害の程度を証明する所定の医師の診断書（傷害事故の場合）
- 2) 死亡診断書及び戸籍謄本（死亡事故の場合）
- 3) 競技長の事故確認書（傷害、死亡事故とも）
- 4) その他必要に応じてご提出いただく書類

引き受け保険会社 東京海上日動火災保険（株）代理店 高嶋 TEL 03-3320-5281